

今年も実施します！消費税引き上げの負担を緩和する**2つの柱**

臨時 給付金

子育て世帯臨時特例給付金

子育て支援課 ☎(50)1257

■支給対象者

平成27年6月分の児童手当の受給者
※平成27年6月分の特例給付の受給者は支給対象になりません

※特別給付の受給者とは、平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である人児童1人当たり月額一律5千円が支給される人を含みます

■対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童
※臨時福祉給付金の対象となる

※臨時福祉給付金の対象となる

臨時福祉給付金

社会福祉課 ☎(50)1209

■支給対象者

平成27年度分市県民税(均等割)が課税されない人が対象です。

ただし、課税者に扶養されている場合、生活保護制度の

今年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する人は、両方とも受け取ることができます。

6月1日以降、子育て支援課から郵送(お渡し)します。

※児童手当現況届を兼ねた1枚の用紙です。上欄が児童手当現況届、下欄が子育て世帯臨時特例給付金申請書になっています。必ず両方の欄に記名押印してください

※公務員は、所属庁から交付される申請書を使ってください。また、「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁の証明を受けた上で申請してください

◇児童手当の振込口座と異なる口座を指定する場合は以下



■申請受付

平成27年9月1日から申請受付を開始する予定です。対象者には、市県民税(均等割)が課税されない旨の確認書をお送りするとともに、申請書を同封する予定です。

■申請方法など

詳細は、8月1日号の広報でお知らせします。

の書類が必要です。

・申請者確認書類(住基カード、運転免許証、旅券などの写し)
・指定した口座が確認できる書類(通帳、キャッシュカードの写し)

■支給時期

児童手当の10月期支給日(10月15日)を予定しています。

■ご注意

原則として、申請期間外の申請や平成27年5月31日時点で香取市に住居していない人の申請は受け付けられませんのでご注意ください。

児童手当の受給には 6月30日(火)まで 現況届が必要です



子育て支援課 ☎(50)1257

4月30日までに生まれた児童を養育し、現在、児童手当を受けている人は、6月中旬に「児童手当現況届」の提出が必要です。

この届けは、6月1日における状況を記入し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するものです。

現況届は、市から児童手当を受けている人に6月1日頃発送します。現況届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

■提出期限 6月30日(火)

■提出場所 子育て支援課、または各支所市民福祉班(公務員は勤務先)

■受給者(保護者)がサラリーマンなどで厚生年金などの加入者である場合

◇受給者(保護者)の健康保険被保険者証の写しなど

■平成27年1月2日以降に転入した場合(受給者(保護者)が平成27年1月1日に香取市に住所がなかった場合)

◇平成27年1月1日現在の住所地の平成27年度課税証明書(前住所地の市区町村民税担当課で発行)

※受給者(保護者)のものが必要

■受給者(保護者)が養育する児童と別居している場合

◇市外別居の場合は、別居監護申立書と市外に住所がある児童の属する世帯全員の住民票の写し

◇市内別居の場合は、別居監護申立書

※別居監護申立書は子育て支援課および各支所市民福祉班にあります

香取市環境フォーラム2015

環境安全課 ☎(50)1248

事業者や家庭では、3R(リデュース…減量、リユース…再利用、リサイクル…再資源化)の意識が高まり、さまざまな取り組みが定着しつつあります。廃棄物問題は、行政はもちろんのこと、事業者や家庭で取り組める小さな積み重ねが重要です。

■日時 6月28日(日) 13時~16時

■場所 佐原中央公民館3階大会議室

基調講演

◇テーマ

今、どのように廃棄物・リサイクル問題を問うのか

◇講師 鈴木進一氏 (株)エックス都市研究所常務取締役

千葉県環境学習アドバイザー

事例発表

◇テーマ

事業者・市民の視点から廃棄物問題を考える

◇講師 宮田勉氏 NPO法人環境カウンセラー千葉県協議会 廃棄物対策センター長

ディスカッション

環境川柳・パネル展

環境について募集した川柳作品や市民環境団体などの活動発表を展示します。

■期日 6月23日(火)~28日(日)

■場所 佐原中央公民館1階ロビー

環境川柳募集

◇テーマ 3R=リデュース(減量)・リユース(再利用)・リサイクル(再資源化)

◇応募 6月12日(金)(必着)までに住所、氏名、年齢、性別を記入の上、郵送、ファクスまたはメールで下記まで(1人1作品。未発表のオリジナル作品に限る)

〒287-8501 環境安全課

☎(54)1290 ✉kankyo@city.katori.lg.jp